

令和7年4月1日

関係者各位

新潟市水道局
総務部経理課

随意契約（見積合わせ）ができる基準額の変更について

地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、新潟市水道局契約規程の一部を改正し、少額随意契約（見積合わせ）を行うことができる予定価格の基準額を下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

契約の種類	変更前	変更後
（１）工事又は製造の請負	２５０万円	４００万円
（２）財産の買入れ	１６０万円	３００万円
（３）物件の借入れ	８０万円	１５０万円
（４）財産の売払い	５０万円	１００万円
（５）物件の貸付け	３０万円	５０万円
（６）前各号に掲げるもの以外のもの	１００万円	２００万円

※委託業務は、（６）に含まれます。

=問い合わせ先=
新潟市水道局総務部経理課契約係
TEL 025-232-7322・7323